

●入会のご案内

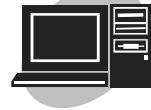
TikiTiki インターネット

My エリア ADSL コース 川上町プラン

わが街に ADSL がやってきた!! 快適でお得な ADSL をぜひご利用ください

My エリア ADSL コースは、TikiTiki インターネットが提供する ADSL サービスです。
 接続料金に ADSL 通信料が含まれるので、お得に ADSL をはじめることができます。

TikiTiki のアクセスポイントにも接続できるダイヤルアップ接続付（別途電話代がかかります）。



ADSL とは？	電話回線（アナログ回線）を使って、高速でインターネットに接続できる技術です。 一般の電話回線を使うため、大がかりな工事は必要ありません。
ADSLの特徴	速 い！ 最大下り速度40Mで快適インターネット。ADSLならホームページの表示もスイスイ。 データもらくらくダウンロード。ライブ中継もストレスなく楽しめます。 ※速度はお客様の利用や設備状況によって変動し、必ずしも最大速度を保証するものではありません。 定額・つなぎ放題 時間を気にせずインターネットを楽しめます。つないだ分だけ電話代がかかるダイヤルアップ接続と違い、ADSLの料金は定額。時間を気にせずインターネットを楽しむことができます。

■サービス内容・利用料金

■利用料金

▼開始時にかかる費用			
項 目	請求元	月契約/年契約共通	
		タイプ1（電話共用）	タイプ2（電話非共用）
開通工事費	Tiki	3,300円（税込 3,630円）	
NTT工事費	NTT	3,050円～（税込 3,355円～）	2,200円～（税込 2,420円～）*1

* 1:タイプ2の場合、NTT 工事費とは別に回線設置工事費が必要となります。

▼月または年ごとにかかる費用							
項 目	請求元	40M		24M		12M	
		月契約	年契約	月契約	年契約	月契約	年契約
接続料金	Tiki	3,100円 （税込 3,410円）	37,000円 （税込 40,700円）	2,800円 （税込 3,080円）	33,000円 （税込 36,300円）	2,350円 （税込 2,585円）	28,000円 （税込 30,800円）
NTT 回線使用料	Tiki	タイプ1： 149円 （税込 163円）	タイプ1： 1,788円 （税込 1,966円）	タイプ1： 149円 （税込 163円）	タイプ1： 1,788円 （税込 1,966円）	タイプ1： 149円 （税込 163円）	タイプ1： 1,788円 （税込 1,966円）
		タイプ2： 1,605円 （税込 1,765円）	タイプ2： 19,260円 （税込 21,186円）	タイプ2： 1,605円 （税込 1,765円）	タイプ2： 19,260円 （税込 21,186円）	タイプ2： 1,605円 （税込 1,765円）	タイプ2： 19,260円 （税込 21,186円）
モデム レンタル料	Tiki	500円 （税込 550円）	6,000円 （税込 6,600円）	500円 （税込 550円）	6,000円 （税込 6,600円）	500円 （税込 550円）	6,000円 （税込 6,600円）

《支払例1：12M/月契約/タイプ1の場合》

◆初回月◆

開通工事費+接続料金+NTT 工事費+NTT 回線使用料+モデムレンタル料
 3,630 円+2,585 円+3,355 円+163 円+550 円=10,283

◆2ヶ月目以降◆

接続料金+NTT 回線使用料+モデムレンタル料
 2,585 円+163 円+550 円=3,298 円

《支払例2：12M/年契約/タイプ1の場合》

◆初年度◆

開通工事費+接続料金+NTT 工事費+NTT 回線使用料+モデムレンタル料
 3,630 円+30,800 円+3,355 円+1,966 円+6,600 円=46,351 円

◆2年目以降◆

接続料金+NTT 回線使用料+モデムレンタル料
 30,800 円+1,966 円+6,600 円=39,366 円

※記載の金額は2021年6月時点の消費税率に基づく税込金額です。消費税率の変更に応じて金額は変更されます。

■支払方法

	クレジットカード	ゆうちょ・コンビニ振込
年契約	○	○
月契約	○	×

※クレジットカードは申込者本人または保護者名義のカード（申込者未成年の場合）のみ利用できます。クレジットカード支払をご希望のお客様は、開通後、ホームページより支払方法変更手続きをおとりください。
 ※請求書、領収書は発行いたしかねます。

取扱クレジットカード：JCB/VISA/Master/DC/UC/NICOS/AMEX/UFJ/SAISON/OMC/Cedyna/DinersClub/AEON

■サービス内容

■基本サービス

ご利用時間	無制限
WWWの閲覧	利用可
メールアドレス	1メールアドレス付属 (ウイルスチェック標準装備)
固定IPアドレス	1個付属
弊社アクセスポイント への接続	利用可

■オプションサービス

*：無料サービス

IP電話	TikiTiki フォン
セキュリティ	ウイルスバスター クラウド/イーフィルター 6.0 Security Z SAFE/スマートフォンセキュリティ
メール	Webmail*/追加メールアドレス
ホームページ	ホームページ開設*
その他	超ホーダイ/アプリ超ホーダイ/キッズパック

※オプションサービスはご入会後にホームページからお申込みください。

※各オプションサービスの詳細や利用料金については、お申込みの際にホームページなどご確認ください。

■TikiTiki フォンについて

TikiTiki フォンとはブロードバンド回線を利用した手軽でお得な IP 電話サービスです。

従来の一般固定電話網に加え、IP 網（インターネット）を使うので、TikiTiki フォンご利用者同士の無料通話、国内・海外の一般固定電話との格安通話が可能になります。

■利用料金（税込）

初期設定料	550円
月額基本料	308円/月
機器レンタル料 (MyエリアADSLコース)	418円/月*

*：ADSL モデムをレンタルする場合、ADSL モデムレンタル料(550円/月)が別途必要です。

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が別途必要です。また、ユニバーサルサービス制度および電話リレーサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合に、その変動に応じて金額を見直すことがあります。

■通話料金（税込）

通話先	料 金
TikiTiki フォン利用者同士	無 料
TikiTiki提携プロバイダの IP電話サービス利用者	無 料
TikiTiki提携プロバイダ以外 のIP電話サービス利用者	IP電話事業者ごと (詳細はホームページにて)
国内一般固定電話	8.8円/3分
国際電話（海外一般固定電話）	対地ごと (詳細はホームページにて)
国内の携帯電話への通話	20.9円/1分
国内のPHSへの通話	11円/1分+11円/1通話

■ご利用いただく機器について

TikiTiki フォンのご利用には IP 電話対応機器が必要です。機器はTikiTiki からのレンタルになります。

■電話機について

以下の場合を除き、電話機は現在お使いのものをそのままご利用いただけます。

- ・ISDN 専用電話機ではご利用いただけません
- ・ACR 対応電話機をご利用の場合は ACR 機能を解除して利用してください。
- ・FAX 送受信も可能ですが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

■お申込み時の注意事項

●月契約での受付になりますので、お支払いにはクレジットカードが必要です。ADSL 開通後にホームページからお申込みください。

●TikiTiki フォンのご契約は1つの電話番号につき、1つのご契約となります（1つの050番号を付与）。050番号は変更することはできません。また、一度サービスを解約後、再度ご利用になる場合は、同じ050番号を継続利用することはできません。

●接続状況、回線状況により、通話品質が低下する場合があります。お客様回線の推奨伝送帯域は約128kbps以上、リンク速度は約300kbps以上です（この環境でご利用の場合でも通話品質を保証するものではありません）。

●TikiTiki フォンでは以下の番号への発信はできません（一般電話経由での発信となります）。
・TikiTiki フォンおよび提携プロバイダ、一部の他 IP 電話事業者以外でご利用の050番号への通話
・110番、119番等の緊急通話を含む3桁番号への通話
・0120、0570等で始まる番号への通話
また、設定が正しく行われていない場合、機器の電源が入っていない、また、メンテナンス、障害などで IP 電話サービスがご利用いただけない場合は、一般電話経由での発信となり、NTT 等ご利用の電話会社の通話料が発生します。

●TikiTiki フォンから発信した場合、発信先にはお客様の050番号が通知されます。IP 電話対応機器の設定で発信者番号の通知/非通知を選択することができます。また、発信の際、電話番号の前に186/184を付けて発信することにより、通知/非通知を切り替えることもできます。

●以下の電話付加サービスは TikiTiki フォンと併用できません。
ダイヤルインの付加番号/ノーリング通信サービス/着信専用電話/回線自動選択装置 (ACR)/無鳴動着信サービス/代表番号通知機能/ダイヤルイン任意番号通知機能/ユーザ間情報通知サービス/モデムダイヤルイン/ボイスワープ/ボイスワープセレクト/トリオホン/グループセキュリティ

●記載の金額は2024年11月時点の消費税率に基づく税込金額です。消費税率の変更に応じて金額は変更されます。

■ADSL なんでも FAQ

Q. タイプ1とタイプ2って何？

A. 電話と共用するのが「タイプ1」、共用しないのが「タイプ2」です。

▼タイプ1：電話と共用するタイプ

- * 電話での通話→できる
- * 一つの電話回線でインターネット接続と電話を利用したい方に最適。現在お使いの電話回線で ADSL を利用する場合はタイプ1をお選びください。

▼タイプ2：電話と共用しないタイプ

- * 電話での通話→できない
- * ISDN 回線からアナログ回線に変更できない場合や、電話と共用したくない場合、現在一般電話回線をお持ちでない方に最適。ADSL 用に新しく回線を設置する場合はタイプ2をお選びください。

Q. 40M はやっぱり速いの？

A. ADSL はベストエフォート型のサービスであり、通信速度は保証されません。ADSL 区間（NTT 局～お客様宅間）の状況などにより通信速度が低下する場合があります。また、40M は NTT 局舎からの距離が近い方におすすめのサービスです。目安として、NTT 局舎からの距離が 2km 以上の場合は、12M と大きな速度差はありません。NTT 局舎からの距離が 2km であっても、伝送損失など回線状況によっては、12M と同等の速度になる場合があります。40M は NTT 局舎から 1km 未満の方、24M は 2km 未満の方、2km 以上の方は 12M サービスをおすすめします。

Q. ISDN 回線や光回線では使えないの？

A. ISDN 回線ではご利用いただけません。

ADSL をご利用いただけるのは、アナログ回線のみです。お使いの ISDN 回線をアナログ回線へ切り替えるか、タイプ2（加入電話と共用しないタイプ）で NTT と契約する必要があります。

また、お客様の ADSL 設置希望場所から NTT 局舎までの電話回線区間が一部でも光回線化されている場合や、マンションなどの集合住宅において、回線の一部に光ファイバが使用されている場合は、ADSL サービスをご利用いただけない場合があります。

Q. 回線名義人の確認方法は？

A. NTT116 番にお問い合わせください。ADSL 設置希望の電話回線について、NTT に登録されている回線名義人/住所/電話番号を必ず事前にご確認ください。お申込みの際に必要です。

Q. 申し込んでからどのくらいで使えるようになるの？

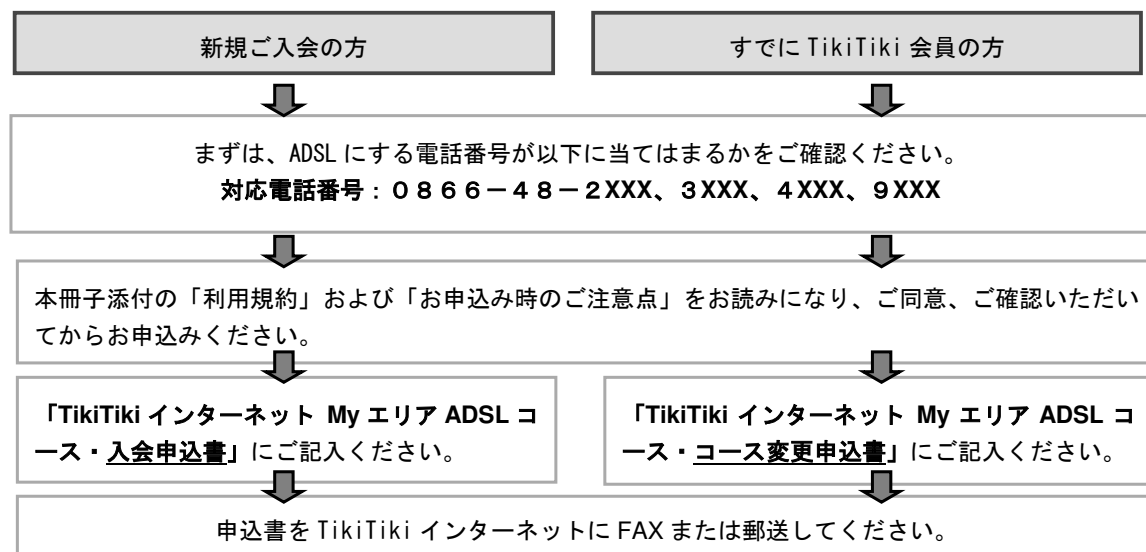
A. お申込みいただいてからご利用開始まで、2～3週間程度かかります。

《お申込みから開通までの流れ》

お申込み → 適合検査 → 「ご登録内容」「モデム」発送
→ 開通工事 → ご利用開始

※回線工事の状況によってさらに日数がかかる場合もあります。
※手続きが完了しましたら、サービス開始日（ADSL 開通日）までにご登録内容書/モデムを申込者住所へお送りします。サービス開始日に NTT 局内の工事が完了しますので、サービス開始日の夜にはご利用いただけます。

■お申込み方法



■お申込みは FAX で

TikiTiki インターネット
入会申込専用 FAX（通話料無料）

0120-576-901

※この番号で送信できない場合は 086-265-9116（有料）をご利用ください。

《FAX をご利用いただけない方へ：TikiTiki インターネット事務局まで郵送してください》

郵送先 〒702-8035 岡山市南区福浜町 1-26 株式会社エヌディエス TikiTiki インターネット事務局

TikiTiki インターネット www.tiki.ne.jp

株式会社エヌディエス 〒702-8035 岡山市南区福浜町 1-26

0120-576-900（月～土 10:00～18:00 日・祝日休み）

電気通信事業者届出番号：F-09-00211



■お申込み時のご注意点

■申込書へは正確にご記入ください

申込書に不備がありますと、サービスご提供が遅れる場合があります。

■ご利用いただけるエリアに限られたコースです

お申込みをいただく前に、ADSL にする電話番号が以下に当てはまるかを必ず確認してください。

対応電話番号

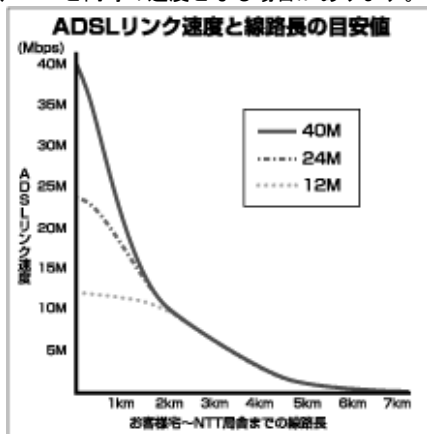
0866-87-0XXX、2XXX、3XXX、4XXX、8XXX、9XXX

■「My エリア ADSL コース」はベストエフォート型のサービスであり、通信速度は保証されません

当初より最大速度が得られない場合や、ADSL 区間（収容局～お客様宅間）の状態により、通信速度が低下する場合があります。あらかじめご承知ください。

▼▼▼ 40M をご希望の方へ ▼▼▼

40M は NTT 局舎からの距離が近い方におすすめのサービスです。目安として、NTT 局舎からの距離が 2km 以上の場合は、12M と大きな速度差はありません。NTT 局舎からの距離が 2km 未満であっても、伝送損失など回線状況によっては、12M と同等の速度となる場合があります。



■現在、ISDN 回線をご利用の方へ

ADSL をご利用いただけるのはアナログ回線のみです。ISDN 回線をご利用の場合は、NTT ヘアアナログ回線への切替申請をお申し出いただいた上で、My エリア ADSL コースへお申込みください。また、連絡をした NTT 担当者名をお知らせください。※切替日の指定はなさらずに「TikiTiki インターネットの ADSL と同日工事」とお申し出ください。後日、弊社より NTT ヘ工事日を連絡します。

■モデムについて

TikiTiki インターネットのレンタルをご利用ください。※レンタルモデムにはスプリッター/LAN ケーブルが付属しています。※お客様ご自身でモデムを用意される場合は、推奨モデム（NTT ADSL モデム-MS5）をご利用ください。推奨モデム以外はサポート対象外です。

■帯域制御について

TikiTiki ではファイル交換ソフトの帯域制御を実施しています。ホームページの閲覧や動画や音楽の試聴などに支障はありません。詳しくはホームページをご覧ください。

■マンション等の集合住宅にお住まいで、タイプ2希望の場合、事前に確認が必要です

マンション等の集合住宅にお住まいで、タイプ2を希望される場合、事前にマンション等の管理者様まで、構内配線工事/MDF 盤（集合配線盤）の開錠の可否をあらかじめ確認してください。

▼▼▼ 以下の場合、回線状況によってはご利用いただけないことがあります ▼▼▼

- ◆マンションなどの集合住宅において、回線の一部に光ファイバが使用されている場合
- ◆ADSL と併用できない電話の付加サービスを使用している場合
ダイヤルインの追加番号・遠隔検針・警備保障
外付けの回線自動選択装置（ACR）・ノーリング通信サービス（電気・ガス・水道などの検針を自動遠隔操作で行うサービス）
- ◆タイプ2（ADSL 専用）をお申込みの場合で、ご自宅まで新しい回線を確保することが不可能な場合
- ◆以下の回線からはタイプ1（電話共用タイプ）を利用できません。
ISDN 回線、NTT 公衆電話、携帯電話、PHS、NTT 加入電話以外の他社提供の電話回線等
構内電話交換設備（PBX）、ホームテレホン、ボタン電話、公衆電話、ピンク電話回線等をご利用の場合
- ◆TikiTiki インターネット、または NTT 西日本が技術的に ADSL の提供が不可能と判断した場合

■タイプ2にてお申込みの方へ

◆回線名義人の本人確認書類（名前・住所が確認できるもの）が必要です

個人契約の場合：

運転免許証/マイナンバーカード（表面のみ）/印鑑証明のコピーなど

法人契約の場合：

登記簿謄本/現在事項全部証明書/資格証明書など

◆立ち会い工事が必要となります。申込書の工事希望日/工事区分欄に必ず記入してください

<工事区分について>

NTT 実施工事について、どこまで工事をするか指定します。端末直前以外の工事区分の場合、工事をしたところから端末直前までの工事はおお客様の責任で手配していただくことになります。



※MDF と IDF はビル側の設備です。MDF と IDF は説明の便宜上 2 つに分けていますが、実際は一つで配電盤のことを指します。

ADSLモデム直前まで	NTTが端末直前まで工事を実施します。（建物種別が一般住宅の場合、通常はこちらをお選びください）
IDF荷札まで	NTTがIDF（中間配電盤）手前までの工事を実施します。
MDF荷札まで	NTTがMDF（主配線盤）手前までの工事を実施します。
MDFジャンパまで	NTTがMDFまでの工事を実施します。

※NTTによる宅内工事を実施する際、以下に該当した場合、NTT 工事キャンセル手数料 6,500 円（税込 7,150 円）を申し受けます。
・NTT の工事日が決定した後で工事日を変更した場合
・NTT の工事日が決定した後で申込みをキャンセルした場合

■解約について

解約される場合は専用の解約届でのお手続きが必要です。TikiTiki インターネットサポートセンターへご連絡ください。086-265-9547

※受付時間 10:00～18:00（日曜・祝日休み）

※通話料金はお客様のご負担となります。

TikiTikiインターネット利用規約

第1節 総則

第1条 (規約の適用)

- 株式会社エヌディエス(以下「当社」といいます。)、TikiTikiインターネット利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これに基づきインターネット接続サービス等(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 本規約は、本サービスを提供・利用する際の当社と会員(本規約を承諾して当社と会員契約を締結した者)との間のいっさいの關係に適用されます。
- 当社が別途定める個別規約および追加規約は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規約および追加規約が異なる場合は、個別規約および追加規約が優先します。
- 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、經由するすべてのネットワークの規則にも従うものとします。特に、研究ネットワークを営利目的で使用しないものとします。
- 本サービスの提供・利用は、国内外の法令・電気通信事業者が定める規則等により制限されることがあります。また、本サービスの利用は、良質なインターネット利用環境を確保するため本規約等により制限されることがあります。

第2条 (規約の変更)

- 当社は、民法第548条の4の規定により、本規約、個別規約および追加規約(以下「本規約等」といいます。)の変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断する場合は、会員と個別の協議をすることなく本規約等を変更することができるものとします。
- 前項に基づき、当社が本規約等を変更するときは、第3条第1項に定める方法により、変更後の本規約等の内容および効力発生日を会員に事前に通知します。ただし、事前通知できないやむを得ない事由がある場合は、効力発生後速やかに通知するものとします。
- 本規約等が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の各規約によります。ただし、本規約等の改定前に発生した債務については変更前の各規約が適用されます。

第3条 (会員への通知)

- 当社は、本規約に別段の定めのある場合を除き、次のいずれかの方法により、会員への通知を行います。
 - TikiTikiインターネットホームページへのアップロード
この方法による場合、通知がホームページ上に掲示され、会員がホームページにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となった時点で通知が完了したものとします。
 - 本サービス経由の電子メール
この方法による場合、電子メールが会員の電子メールアドレスを保有するメールサーバーに到達した時点で通知が完了したものとします。
 - その他当社が適当と認める方法
- 会員は、前項の通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとし、当社は、会員が閲覧義務を怠ったために被った損害についてその責任を負いません。

第4条 (サービスの種類・内容・料金)

本サービスの種類・内容・料金は、個別規約および追加規約に定めるところによります。

第2節 利用契約の締結

第5条 (契約期間)

- 会員契約は、契約期間を1ヶ月間とする月契約、契約期間を1年間とする年契約の2種類とし、申込者が申込時にいずれかを選択するものとします。ただし、本サービスの種類によっては別途当社が定める契約期間に限定されており、選択できない場合があります。
- 会員および当社は、契約期間満了日の30日前までに、会員契約を終了せよとの意思表示を当社所定の方法で相手方に通知することにより、会員契約を終了させることができます。
- 会員および当社が会員契約を終了せよとの意思表示を相手方に通知しなかった場合は、会員契約は、契約期間満了日の翌日から、月契約の場合は1ヶ月、年契約の場合は1年、それぞれ延長されます。
- 延長された契約期間が満了する際も前2項と同様とします。

第6条 (会員契約の成立)

- 会員契約は、当社の定める一定の地域内に住所を有する申込者が、本規約に服することに同意し、当社所定の方法による入会申込をなし、当社がこれを承諾した時点で成立します。当社は、オンラインサインアップ完了画面上に申込者用のIDおよびパスワードを表示させること、または登録内容通知書を申込者に発送することにより承諾したものとします。
- 当社は、次の場合には、入会申込を承諾しないことがあります。
 - 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
 - 申込者が未成年者であり、申込にあたり法定代理人の同意を得ていない場合
 - 申込者が、当社の定める一定の地域外に居住する場合
 - 申込者が過去に規約違反等の理由で本サービスの利用を停止されていた場合
 - 申込者の指定したクレジットカードまたは支払口座について利用停止処分がされている場合
 - 申込者の指定したクレジットカードまたは支払口座の名義が申込者と異なる場合
 - 申込者が、当社の要求する本人確認のための書類を提出しなかった場合
 - その他当社が申込者を会員とすることを不適当と判断する場合

第3節 契約事項の確認・変更等

第7条 (登録事項の確認・変更)

- 会員は、会員契約成立に際し当社から送付する登録内容通知書の記載内容を確認し、訂正すべき事項があった場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
- 会員は、その氏名、住所、クレジットカード番号または支払口座番号等の会員登録事項の変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとし、当社が要求したときは、変更されたことを証明する書類を提出するものとします。
- 会員は、前2項の届け出を怠ったことにより当社からの通知が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなされることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第8条 (コース変更)

- 月契約の会員がコースを変更しようとするときは、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から新コースのサービスの提供を受けることができるものとします。
- 年契約の会員がコースを変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込みことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から変更後のサービスの提供を受けることができるものとします。この場合、変更前のコースの料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金の振替えられるものとし、現金の返還は行われ

第9条 (契約期間の変更)

- 会員は、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から他の種類の契約期間に変更することができるものとします。
- 年契約の会員がコース変更の際に月契約に変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から月契約となるものとします。この場合、変更前のコース料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金の振替えられるものとし、現金の返還は行われ

第10条 (料金支払方法の変更)

- 会員は、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から他の種類の料金支払方法に変更することができるものとします。
- 年契約の会員がコース変更の際に支払方法を変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から新しい支払方法が適用されるものとします。この場合、変更前のコースの料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金の振替えられるものとし、現金の返還は行われ

第11条 (準用規定)

前3条に定める申込と承諾については、第6条の規定を準用します。

第12条 (一時休止)

- 会員は、当社が別途定める休止条件に該当するときは、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスの利用を一時休止することができます。
- 当社は、休止期間中の料金を徴収しないものとします。
- 一時休止期間は、最大1年間とし、1年を経過したときは自動的にサービスが再開されます。

第13条 (権利譲渡の禁止)

会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第14条 (契約上の地位の承継)

- 会員である個人が死亡した場合、会員契約は終了します。
- 会員である法人が合併した場合、会員の地位は合併後の法人に承継されます。合併後の法人(以下「承継会員」といいます。)は会員契約に基づきいっさいの債務を承継するものとします。
- 会員は、合併が決定された場合、速やかにその旨を当社に書面で通知するものとし、承継会員は、法人登記簿謄本等の必要書類を添付して、速やかに当社に届け出るものとします。
- 当社は前項の届け出を受けた後14日以内に承継会員に通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。

第4節 会員の義務・責任

第15条 (IDおよびパスワードの管理)

- 本サービスを利用するために当社が発行するIDおよびパスワードは、会員本人のみが使用できるものであり、会員が第三者に譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。
- 会員は、以下の各号に該当することが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡し、当社からの指示に従うものとします。
 - IDおよびパスワードを失念したとき
 - IDおよびパスワードを盗まれたとき
 - 第三者によって不当に使用されたとき
- IDおよびパスワードの使用上の過誤や前項に該当する事情によって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第16条 (会員端末の設置・維持責任)

- 会員は、自己の費用と責任で、会員端末(本サービスの提供を受けるための電子計算機およびモデム等の機器)をアクセスポイント(当社および当社の提携先が用意する接続拠点)に接続するものとします。
- 会員は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、会員端末を正常に稼働するよう維持するものとします。

第17条 (禁止事項)

- 会員は、本サービスを利用するにあたって、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。
 - 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - 有害なコンピュータプログラム等を提供または使用する行為
 - 他人のIDおよびパスワードを使用する行為
 - 他の会員、第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - 他の会員、第三者もしくは当社の肖像権、プライバシーを侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - 他の会員、第三者もしくは当社を誹謗中傷する情報またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - わいせつ・児童ポルノもしくは児童虐待にあたる文書・画像・映像等を送信または表示する行為
 - 公職選挙法に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - 無限連鎖講(お宝み講)、連鎖販売取引(マルチ商法)もしくはマルチ商法類似の取引を開設し、またはこれに勧誘する行為
 - 他の会員の会員端末または本サービス用の設備の稼働に支障を与える行為
 - 他人になりすまして情報を送信または表示する行為(偽装のためにメールアドレス等の部分に細工を行う行為を含む)
 - 事実と反する情報または意味のない情報を送信または表示する行為
 - 受信者の同意のない広告、宣伝または勧誘の電子メールを送信する行為
 - 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、実在しない電子メールアドレス宛にメールを送信する行為
 - 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為
 - 通信サービスまたはインターネット接続サービスを行う行為
 - 本サービスの運営を妨害する行為またはそのおそれのある行為
 - 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - 各地方自治体の制定する青少年保護育成・健全育成を目的とする条例、消費者保護を目的とする条例、その他の条例に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - 性風俗特殊営業に利用する行為
 - 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - 公序良俗に反する行為および未成年者に悪影響を及ぼす行為またはそのおそれのある行為
 - 前各号のいずれかに該当する他人のデータ・情報等へリンクを張る行為

- (24) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 会員が前項各号のいずれかに該当する行為を行い、それにより当社および当社の提携先が設備の毀損、第三者に対するクレーム対応等の損害を被った場合は、当該会員は当社に対し違約金として5万円を支払うほか、当社および当社の提携先が被った全損害を填補するものとします。
- 3 会員が電子メールを送信することにより本条第1項各号に違反したときは、当社は、前項に加え、違反にかかると電子メール1通につき50円を加算して当該会員に請求することができるものとします。

第5節 利用料金の支払い

第18条(料金等の支払い)

- 1 会員は、本サービスの料金および消費税相当額(地方消費税相当額を含みます。以下同じ。)を、次の各号のいずれかの方法により支払うものとします。ただし、本サービスの種類によっては別途当社が定める支払方法に限定される場合があります。
- (1) 当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関の預金口座に振込み支払う。
- (2) 当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用により支払う。
- (3) 当社が別途指定する集金代行業者を通じ、当社の指定する期日に会員が指定する預金口座からの自動引落により支払う。ただし、本号の支払方法は法人会員のみ選択できるものとします。
- 2 消費税相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。
- 3 会員端末の設置・維持に関する費用、本サービスを利用するために要した電話料金等は、当該会員の負担とします。
- 4 会員が、本サービスを通じて、本サービス以外の有料サービスを利用した場合、その有料サービスの提供者に別途そのサービス料金を支払う必要があります。

第19条(割増金)

本サービスの料金を不当に免れた会員は、当社に対して、その免れた金額のほか、その免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

第20条(支払遅延の場合の処理)

- 1 会員は、本サービスの料金および本規約上の債務について支払期日までに支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算された金額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務が、支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。
- 2 当社は、次の各号の事由が生じた場合、一旦当該会員の本サービスの利用を停止します。当社は、新たに支払方法を指定することができ、指定日までに支払いがあった場合は入金確認後当社所定の手続きを経て利用停止を解除します。
- (1) 第18条第1項第1号の支払方法の場合
当社が指定する期日までに支払いがなかったとき
- (2) 第18条第1項第2号の支払方法の場合
クレジットカード会社からカード利用停止の通知があったとき
- (3) 第18条第1項第3号の支払方法の場合
集金代行業者から引落不可能の通知があったとき

第6節 本サービス利用に関する情報の取り扱い

第21条(著作権)

- 1 別段の定めのない限り、本サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。
- 2 会員は、本サービス上にアップロードした情報等についてそれらを削除する権利を当社に与えたものとします。
- 3 会員は、本サービス上にアップロードした情報等について生じたすべての法的責任を負うものとします。
- 4 会員は、本サービスを利用することによって得られるいっさいの情報を、権利者の事前の承諾を得ることなく、会員個人の私的利用を超えた使用をすることはできず、また、方法のいかんを問わず第三者の利用に供することができないものとします。

第22条(当社による情報の消去)

- 1 当社は、会員が本サービス上にアップロードしたデータ(当社が貸与するホームページに使用できるディスクスペースにアップロードしたデータのことをいいます。以下、同じとします。)および会員が受信する本サービス上の電子メールなどの会員に帰属する情報について、契約により定められた容量を超えた場合、会員に事前の通知することなくこれを削除することができるものとします。
- 2 当社は、会員が本サービス上にアップロードしたデータなど、会員が公開している情報について、第17条第1項各号のいずれかひとつにでも該当すると判断した場合は、当該会員への事前の通知をすることなく、その情報の全部もしくは一部を削除または表示させない等の措置をとることができます。
- 3 当社は、前2項の措置により会員に損害を生じたとしてもその責任を負いません。

第23条(設備の故障による情報消失)

- 1 会員は、本サービスを利用して受信し、または送信する情報について、本サービス用の設備の故障による消失を防止するための処置をとるものとします。
- 2 当社は、本サービス用の設備の故障により会員の情報が消失したため発生した損害について責任を負いません。

第24条(通信の秘密)

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条(秘密の保護)に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2 当社は、法令に基づく処分が行われた場合には、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、会員が第17条第1項各号のいずれかに該当する行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、会員の通信の秘密に属する情報の一部を使用または保存することができます。

第25条(個人情報保護)

- 1 当社は、会員の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の目的のために利用または第三者に提供することがあり、会員はこれに同意するものとします。
- (1) インターネット接続サービスの提供、ユーザーサポート業務、事務手続、事務連絡および営業活動を目的とした電話、電子メール、郵便等各種媒体により広告、販売を行うこと
- (2) 迷惑メールの発信元確認および法律上照会権限を有する者からの照会を受けた場合の調査を行うこと
- (3) 当社サービスの向上を図るため、アンケート調査および分析を行うことならびに景品等の送付を行うこと
- (4) 会員から個人情報の取り扱いに関する同意を求めると、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること
- (5) 第18条第1項に定める料金に関する決済を行うため、クレジットカード番号、金融機関の口座番号、口座名義等の個人情報を収納代行業者に郵送(紙媒体)および暗号化された電子送信にて提供すること

- (6) 当社ショッピングサイト等から、サービス・商品等のご案内を目的とした電話、電子メール、郵便等各種媒体により広告、販売を行うこと
- (7) その他、会員から同意を得た範囲内の任意の目的で利用すること
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で、個人情報の一部を、契約等により個人情報を適切に管理するように義務づけた業務委託先に委託する場合があります。
- 4 当社は、個人情報を適切に管理し、あらかじめ会員の同意なく、第三者に個人情報を開示、提供することはありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合

第26条(提出書類の取り扱い)

当社は、申込者または会員から提出されたいっさいの書類を理由のいかんを問わず返却しません。当社が定める保存期間終了後、速やかに破棄します。

第7節 契約の解除

第27条(会員が行う会員契約の解除)

会員は、解除日等の当社指定の事項を解除日から30日前までに当社所定の方法で当社に通知することにより、会員契約を解除することができます。

第28条(当社が行う会員契約の解除)

当社は、会員が次のいずれかひとつにでも該当する場合は、事前の通知をすることなく会員契約を解除することができます。

- (1) 第20条第2項の指定日が経過しても料金等の支払いがないとき
- (2) 会員契約の成立後に第6条第2項各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
- (3) 第7条、第16条、第17条第1項に違反したとき
- (4) 会員において破産申立等の理由により債務の履行が困難になったとき

第29条(解除後の法律関係)

- 1 契約期間中に発生した当該会員のいっさいの債務は、解除後も履行されるまで存続します。
- 2 会員の債務は、解除により期限の利益を失うものとします。
- 3 当社は、会員からすでに支払われた料金および消費税相当額を返還しません。
- 4 当社は、会員契約が解除された後、当該会員に対するすべてのサービスの停止手続を行います。また、速やかに当該会員が本サービス上にアップロードしたデータおよび当該会員が受信する本サービス上の電子メール等会員に帰属する情報の削除を行います。

第8節 サービスの中止・廃止・利用制限等

第30条(サービスの中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 本サービス用の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 本サービス用の設備の障害によりやむを得ない場合
- (3) 設備を有して電気通信サービスを提供する事業者がサービスを中止した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第31条(サービスの廃止)

- 1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 全部のサービスを廃止する場合は、当社は廃止日の60日前までに会員に対して通知し、廃止日から30日以内に次の計算によりサービス料金を返還します。
- (1) 年契約の場合
廃止日の翌日から当該契約年の契約期間満了日まで年365日の日割計算で算出した額
- (2) 月契約の場合
廃止日の翌日から当該契約月の契約期間満了日まで月30日の日割計算で算出した額
- 3 一部のサービスを廃止する場合、当社は廃止日の30日前までに会員に対して通知しますが、サービス料金の返還はいたしません。
- 4 当社は、本サービスの廃止について、前2項の他には責任を負いません。

第32条(利用制限)

- 1 当社は、電気通信事業法に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 2 当社は、会員がメールを大量に送信する等当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたと判断するときは、その利用を制限できるものとします。
- 3 当社は、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供するアドレスリストにて特定されたWebサイト、画像および映像について、会員からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限できるものとします。
- 4 当社は、前項の措置に必要な範囲で、対象となる画像および映像と直接関係のない情報についても、閲覧を制限する場合があります。
- 5 当社は、アクセスポイントを経由する情報移動が当社の定める一定時間内になかったと認めた場合は、当該接続を中断することがあります。

第9節 雑則

第33条(免責)

- 1 当社は、本サービスにより提供される情報および本サービスの利用によりもたらされる結果について保証をしません。当社は、本サービスの中断、遅延などが発生しても、その発生理由のいかんに関わらず、その結果会員に生じた損害について責任を負いません。
- 2 本サービスの利用に起因して、会員間または会員・第三者間で紛争を生じた場合は、当該会員が自己の費用と責任において解決するものと、当社は責任を負いません。

第34条(管轄裁判所)

- 1 本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合は、当該会員と当社との間で誠意をもって協議するものとします。
- 2 協議をしても解決しない場合は、岡山地方裁判所または岡山簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第35条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

本規約は、1997年7月1日より実施します。

1998年 7月 25日 一部改定

2000年 9月17日 一部改定
2000年12月 1日 一部改定
2001年 9月 1日 一部改定
2001年10月 1日 一部改定
2001年12月 1日 一部改定
2002年 1月18日 一部改定
2002年 2月18日 一部改定
2002年 5月 9日 一部改定
2002年 7月31日 一部改定
2002年12月 1日 一部改定
2003年 3月 1日 一部改定
2003年 4月 1日 一部改定
2003年 5月20日 一部改定
2003年 8月 1日 一部改定
2003年10月 1日 一部改定
2003年11月 1日 一部改定
2003年12月 1日 一部改定
2004年 4月 1日 一部改定
2005年 5月 1日 一部改定
2007年 8月 1日 一部改定
2012年 2月22日 一部改定
2014年10月 1日 一部改定
2015年 6月15日 一部改定
2015年 8月20日 一部改定
2019年10月 1日 一部改定
2020年11月 1日 一部改定

MyエリアADSLコース利用規約

第1条(規約の適用)

- 1 株式会社エヌディエス(以下「当社」といいます。)は、MyエリアADSL利用規約(以下「Myエリア規約」といいます。)を定め、これに基づきMyエリアADSLコースを提供します。
- 2 Myエリア規約は、TikiTikiインターネット利用規約(以下「基本規約」といいます。)の追加規約であり、基本規約と一体となって適用されます。
- 3 基本規約とMyエリア規約が抵触する場合、Myエリア規約が優先して適用されます。

第2条(サービスの内容・料金)

- 1 MyエリアADSLコースで提供するサービスの内容・料金は、別表1ないし5に記載のとおりです。
- 2 当社は、他の会員に影響を及ぼす程度の高トラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。

第3条(秘密保持の特則)

MyエリアADSLコース会員(以下「Myエリア会員」といいます。)は、本サービスの運用のため、Myエリア会員の氏名、住所等の個人情報を、当社と西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)との間でやりとりすることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条(料金の計算方法)

- 1 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、Myエリア会員が暦月の途中に利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用を開始した月に契約が終了する場合は、当該Myエリア会員は1ヶ月分の契約料金を支払うものとします。
- 2 Myエリア会員は、暦月の途中に解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとします。

第5条(初期契約解除制度)

- 1 Myエリア会員は、本サービスの契約を締結したときは、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(電気通信事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がMyエリア会員に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面を発した場合に限り、電気通信事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、Myエリア会員が負担するものとします。
- 2 初期契約解除は、Myエリア会員が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 Myエリア会員は、初期契約解除を行ったときは、その解除までに提供された本サービスの料金(電気通信事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)および工事費以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、コース変更手続を行ったMyエリア会員による初期契約解除があったときは、速やかに本サービスを変更前の状態に復するものとします。この場合、Myエリア会員は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。ただし、変更前の状態に戻せないサービスの場合は、メールアドレスコースへ変更するものとします。
- 5 Myエリア会員は、本条第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日までに支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数についてMyエリア会員が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率で計算された金額を遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務が、支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第6条(契約終了手続の特則)

Myエリア会員は、契約を終了させようとする月の15日までに、会員契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、会員契約を終了させることができます。

第7条(IPアドレス)

- 1 Myエリア会員は、当社が指定したIPアドレスを使用するものとし、当社がIPアドレスを変更する場合には異議なく承諾するものとします。
- 2 Myエリア会員は、IPアドレスを厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。
- 3 IPアドレスの使用上の過誤によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。

第8条(モデムのレンタル)

- 1 モデムをレンタルする場合は、当社所定の手続きにより申し込むものとします。
- 2 モデムレンタルを解約する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、解約後は速やかに原状に復したモデムを当社の指示に従い返還するものとします。
- 3 Myエリア会員は、MyエリアADSLコース解約後、モデムを返還しない場合には、違約金 15,000円を当社に支払うものとします。
- 4 Myエリア会員は、善良なる管理者の注意をもってモデムを使用管理するものとし、モデムの譲渡、転貸、改造、申込利用場所以外への移動、および申込回線以外への移設をしないものとします。
- 5 当社はモデムに障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、次の料金により修理を行います。ただし、障害の発生がMyエリア会員の責に帰すべき事由によるときは、実費修理代または代替器購入代金をMyエリア会員が負担するものとします。
- (1) レンタル契約時から1年未満での故障 無料
- (2) レンタル契約時から1年以降での故障 3,000円(税込 3,300円)

第9条(規約の変更)

当社は、基本規約第2条第1項の規定に基づき、本規約を変更することができるものとします。

付則

Myエリア規約は2003年8月1日より実施します。

2009年	12月	1日	一部改定
2010年	9月	1日	一部改定
2012年	1月	1日	一部改定
2012年	11月	1日	一部改定
2013年	4月	1日	一部改定
2014年	4月	1日	一部改定
2015年	9月	1日	一部改定
2016年	7月	1日	一部改定
2017年	6月	1日	一部改定
2018年	9月	1日	一部改定
2019年	10月	1日	一部改定
2024年	11月	6日	一部改定

別表1. MyエリアADSLの内容・料金

内 容		料 金		
プラン	速度	開通工事費	月契約	年契約
川上町 プラン	40M	3,300円 (税込 3,630円)	3,100円/月 (税込 3,410円/月)	37,000円/年 (税込 40,700円/年)
	24M	3,300円 (税込 3,630円)	2,800円/月 (税込 3,080円/月)	33,000円/年 (税込 36,300円/年)
	12M	3,300円 (税込 3,630円)	2,350円/月 (税込 2,585円/月)	28,000円/年 (税込 30,800円/年)
美星町 プラン	40M	3,300円 (税込 3,630円)	3,100円/月 (税込 3,410円/月)	37,000円/年 (税込 40,700円/年)
	24M	3,300円 (税込 3,630円)	2,800円/月 (税込 3,080円/月)	33,000円/年 (税込 36,300円/年)
	12M	3,300円 (税込 3,630円)	2,350円/月 (税込 2,585円/月)	28,000円/年 (税込 30,800円/年)

- * 当社アクセスポイントへのダイヤルアップ接続を時間無制限で利用できます。
- * 本サービスは、メールアドレス1個が付属しています。
- * メールID(メールアドレスの@より前の部分)を変更する場合は、変更手数料2,000円/回(税込 2,200円/回)を申し受けます。
- * 本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、当社指定のスキャンエンジンによるウイルスチェックが行われます。
- (1) 当社は、当社指定のスキャンエンジンが有する性能およびその他の仕様の範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
- (2) 本ウイルスチェック機能に起因して、Myエリア会員またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社はいっさいの責任を負いません。
- * 本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、当社指定の迷惑メール判定ソフトによる迷惑メール判定およびヘッダ部分への判定結果の表示が行われます。
- * 開通時には、NTT西日本の工事費が別途かかります。
- * 固定IPアドレス1個が付属しています。
- * 開通工事費は次の場合に申し受けます。
- 新規にMyエリアADSLコースに申し込むとき
 - 他のコースからMyエリアADSLコースに変更するとき
 - MyエリアADSLコース内で、プランを変更するとき
 - MyエリアADSLコースの同じプラン内で、回線タイプ(別表2参照)を変更するとき
 - 利用場所を変更するとき
 - 利用回線の電話番号を変更するとき

別表2. モデムレンタル料・NTT西日本回線使用料

内 容		料 金	
		月契約	年契約
モデムレンタル料		500円/月 (税込 550円/月)	6,000円/年 (税込 6,600円/年)
NTT西日本 回線使用料	回線タイプ1	149円/月 (税込 163.9円/月)	1,788円/年 (税込 1,966.8円/年)
	回線タイプ2	1,605円/月 (税込 1,765.5円/月)	19,260円/年 (税込 21,186円/年)

- * レンタルモデムはブリッジタイプです。

別表3. 品質改善工事費

内 容		料 金
回線調整工事	回線収容替え	21,400円(税込 23,540円)
	ブリッジタップ外し	22,400円(税込 24,640円)
	回線収容替え ＋ブリッジタップ外し	31,000円(税込 34,100円)
保安器取替工事		11,000円(税込 12,100円)
回線調整工事＋保安器取替工事		回線調整工事費 ＋2,800円(税込 3,080円)

- * ブリッジタップ外し工事費はブリッジタップ1個の料金です。追加1個につき9,600円(税込 10,560円)が加算されます。

別表4. 速度変更工事費

内容	料金
速度変更	2,000円(税込 2,200円)

別表5. NTT西日本工事キャンセル手数料

内容	料金
NTT西日本工事キャンセル	6,500円(税込 7,150円)

- * NTT西日本工事キャンセル手数料は、回線タイプ2において、NTT西日本による宅内工事を実施する際、次の場合に申し受けます。
- NTT西日本の工事が決定した後で工事日を変更する場合
 - NTT西日本の工事が決定した後で申込をキャンセルする場合

2003年	10月	1日	一部改定
2003年	11月	1日	一部改定
2003年	12月	1日	一部改定
2004年	1月	1日	一部改定
2004年	2月	2日	一部改定
2004年	2月	17日	一部改定
2004年	3月	10日	一部改定
2004年	4月	1日	一部改定
2004年	4月	20日	一部改定
2004年	6月	1日	一部改定
2004年	9月	1日	一部改定
2005年	2月	1日	一部改定
2005年	5月	1日	一部改定
2005年	10月	1日	一部改定
2005年	12月	1日	一部改定
2006年	7月	1日	一部改定
2006年	7月	11日	一部改定
2006年	12月	1日	一部改定
2007年	3月	15日	一部改定

TikiTikiフォンサービス利用規約

第1条(規約の適用)

- 株式会社エヌディエス(以下「当社」といいます。)は、TikiTikiフォンサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これに基づきTikiTikiフォンサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 本規約は、TikiTikiインターネット利用規約(以下「基本規約」といいます。)の追加規約であり、基本規約と一体となって適用されます。
- 基本規約と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(定義)

本規約における用語を次のとおり定義します。

- 「VoIP(Voice over IP)」とは、インターネットプロトコル(IP)ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
- 「IP電話」とは、音声通話にVoIPの技術を用いた電話サービスをいいます。
- 「固定電話」とは、アナログ電話回線を用いた、一般加入電話網(国内・国外)と有線で接続された電話サービスをいいます。
- 「TA(Telephony Adapter)」とは、一般の電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、電話回線接続機器をいいます。
- 「IAD(Integrated Access Device)」とは、TAを接続せずに一般の電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、VoIP機能を備えたADSLモデムをいいます。
- 「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法において「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」と定められているサービスをいいます。
- 「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービスの地域間格差のない安定的な提供を確保するための負担金に充てるもので、ユニバーサルサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価に基づき、当社が定める料金をいいます。

第3条(サービスの概要)

- 本サービスは、利用者に対し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTCom」といいます。)が提供するVoIPネットワークを利用して提供されるものであり、その内容・料金は、別表1、2に記載のとおりとします。
- 利用者は、IP電話を通じ、次に定める範囲の音声通話を行うことができます。
 - 利用者間の音声通話
 - 利用者と利用者以外の別途当社が指定するIP電話利用者との間の音声通話
 - 利用者と東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)および西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)の固定電話契約者との間の音声通話
 - 利用者と国内の携帯電話利用者との間の音声通話
- 前項にかかわらず、次に定める範囲の音声通話は本サービスの対象外となり、利用者は固定電話を利用し音声通話を行うものとし、当該音声通話に関しては従来どおり利用者が契約する通信会社が定める通信料金が発生するものとします。
 - 110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの音声通話
 - 0120、0570等ではじまる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への音声通話
 - 相手先電話番号の前に「0000」を付加し発信した音声通話
 - 相手先電話番号の前に001、0088等の電気通信事業者の事業者識別番号を付加し発信した音声通話
 - 衛星電話への音声通話
 - TA、IAD、その他本サービスにおいて使用される機器の障害、またはIPネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービスを受けられない状態で利用者が発信を行った音声通話
 - 前号の機器が正しく接続・設定されていない状態または電源が入っていない状態(停電などの状態を含みます。)で利用者が発信を行った音声通話
- 本サービスの提供はNTTComがサービスを終了する時に終了します。ただし、NTTComのサービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。

第4条(責任の制限)

- 当社は、通話品質を含むいっさいの本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 当社は、本サービスの提供に関し、次に定める利用者に生じた損害についてはいかなる場合においても責任を負わないものとします。
 - 当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
 - 当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
 - 通話の障害等に起因する、またはその他いっさいの逸失利益

第5条(サービスの申込み)

本サービスの申込みは、接続コース等別途当社が定める条件を満たすTikiTikiインターネット会員に限りします。

第6条(料金の計算方法)

- 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求します。
- 利用開始日が暦月の途中の場合、月額基本料、機器レンタル料、およびユニバーサルサービス料については、翌月1日より課金するものとし、通話料については、利用開始日にかかわらず、利用者の利用に応じて課金するものとします。
- 利用者の希望により解約日が暦月の途中の場合であっても、契約満了日までの料金をいただきます。

第7条(契約終了手続きの特則)

利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、契約を終了させることができます。

第8条(機器のレンタル)

- 本サービスの利用には、当社指定のTAまたはIADなどのIP電話対応機器(以下「機器」といいます。)が必要となります。
- 本サービスにおいて使用する機器をレンタルする場合は、当社所定の手続きにより申し込むものとします。
- 機器のレンタル契約を解約する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとします。
- 本サービスおよび本サービスが付帯する当社と利用者との接続サービスが終了した場合、同時に機器のレンタル契約も終了するものとします。
- 利用者は、レンタル契約が終了した場合および機器の交換が必要となった場合は、速やかに利用機器を当社の指示に従い返還するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、利用者から機器が返還されない場合、当社は、利用者に対し、機器が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができると同時に、別途定める違約金等を請求するものとします。
- 利用者は、機器を善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
- 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - 機器を当社の承諾なく申込利用場所以外へ移動すること、および申込回線以外へ移設すること。
 - 機器を日本国外に持ち出すこと。
 - 機器を譲渡または担保に供すること。
 - 機器を転貸または売却して第三者に利用させること。

- 機器を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること。
- 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
- プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
- 利用者は、機器を滅失(盗難による場合を含む。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとします。
- 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により修理または交換を行います。ただし、障害の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者が実費修理代または代替機器購入代金を負担するものとします。

第9条(禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- 故意に多数の不完了呼を発生させるまたは連続的に多数の呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為
- 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に商業的宣伝もしくは勧誘の通話をする行為および商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- 受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある通話をする行為
- 本サービスの品質等を低下させる行為もしくは当社の信頼を損なう行為
- その他、当社が不適切と判断する行為

第10条(当社が行う契約の解除)

当社は、利用者が第8条第8項各号および第9条各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、事前の通知をすることなく本サービスの提供を停止し、契約を解除することができるものとします。

第11条(規約の変更)

当社は、基本規約第2条第1項の規定に基づき、本規約を変更することができるものとします。

付則

本規約は2003年5月20日より実施します。

2003年 6月 18日	一部改定
2003年11月 5日	一部改定
2004年 1月28日	一部改定
2004年 4月 1日	一部改定
2004年10月 7日	一部改定
2004年11月25日	一部改定
2005年 6月 1日	一部改定
2005年12月 1日	一部改定
2007年 2月 1日	一部改定
2008年 1月 1日	一部改定
2009年 2月 1日	一部改定
2009年12月 1日	一部改定
2010年 2月 1日	一部改定
2011年 2月 1日	一部改定
2011年 6月 1日	一部改定
2012年 1月 1日	一部改定
2012年 7月 1日	一部改定
2014年 4月 1日	一部改定
2015年 1月 1日	一部改定
2015年 5月 1日	一部改定
2016年 7月 1日	一部改定
2017年 1月 1日	一部改定
2017年 7月 1日	一部改定
2018年 1月 1日	一部改定
2019年 7月 1日	一部改定
2019年10月 1日	一部改定
2020年 2月 1日	一部改定
2021年 2月 1日	一部改定

別表1. 利用料

内容		料金	
		初期設定料	月契約
初期費用		500円 (税込 550円)	—
月額基本料		—	280円/月 (税込 308円/月)
IAD (多機能モデム) レンタル料	eAプラン	—	0円/月 (税込 0円/月)
TAレンタル料	Tiki光(UCOM)	—	500円/月 (税込 550円/月)
	その他	—	380円/月 (税込 418円/月)
ユニバーサルサービス料		—	3円/月 (税込 3.3円/月)

- * TAにはルータ機能を有する機器を含みます。
- * ユニバーサルサービス料は、利用の050番号毎に通話の有無に関わらず上記金額を負担していただきます。また、ユニバーサルサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合に、その変動に応じて金額を見直すことがあります。

別表2. 通話料

内容	料金
(1)TikiTikiフォン利用者同士の通話	無料
(2)TikiTikiフォンと 提携プロバイダのIP電話との通話	無料
(3)TikiTikiフォンから他のVoIPネットワークを 利用するIP電話へ発信した通話	8円/3分 (税込 8.8円/3分)
(4)TikiTikiフォンから 国内の一般固定電話へ発信した通話	8円/3分 (税込 8.8円/3分)

(5)TikiTikiフォンから 海外の一般固定電話へ発信した通話	対地ごと
(6)TikiTikiフォンから 国内の携帯電話へ発信した通話	19円/1分 (税込 20.9円/1分)

- * 提携プロバイダは、別途定めます。
- * (3)の対象となる通話は、別途定めます。
- * (5)の通話料は、別途定めます。

FAX : 0120-576-901 この方向に送信してください

TikiTiki インターネット My エリア ADSL コース 入会申込書【川上・新規】

【同意事項】

別紙、「誓約事項」および「個人情報の取り扱いについて」の内容を確認し、同意いただいたうえ、下記「同意して申込む」にチェックを入れてお申し込みください。
☐ 同意して申込む ☐ 同意しない

※上記いずれにもチェックなくお申込みいただいた場合は、同意いただいたものとして、お取り扱いいたします。

<注意事項> 1. 必要項目に楷書で記入してください。読み取れない場合や記入漏れがある場合は受付いたしかねます。

2. 本入会申込書を FAX 送信した場合は、同じものを郵送しないでください。

3. タイプ2でお申込みの場合、回線名義人のお名前/住所が確認できる本人確認書類が必要です。本申込書に添付してお送りください。

○本人確認書類 個人の場合：運転免許証/マイナンバーカード(表面のみ) /印鑑証明のコピーなど

法人の場合：登記簿謄本/現在事項全部証明書

ご記入日 西暦 20 年 月 日

フリガナ			フリガナ		
申込者氏名 ※法人申込の場合法人名	印		保護者氏名 ※申込者が未成年の場合	印	
法人申込の場合▲	代表者名：	担当者名：	生年月日	西暦 年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
フリガナ					
ご住所	〒 —				
ご連絡先	TEL：() —	日中連絡先TEL：			
	FAX：() —	メールアドレス：			

支払方法	☒ 年契約/ゆうちょ・コンビニ振込 ※クレジットカード支払をご希望のお客様は、開通後、ホームページより支払方法変更手続きをおとりください。
------	--

速度	☐ 12M ☐ 24M ☐ 40M				
タイプ	☐ タイプ1 ☐ タイプ2	工事希望日 西暦 20 年 月 日 月・水 希望 ※2週間以上先の日付を指定してください。工事は月・水のみとなります(祝日はご指定いただけません)。 ※タイプ2の場合、工事には立ち会いが必要です。			
	※タイプ2の場合、工事希望日/工事区分をご記入ください。 ※タイプ2の場合、回線名義人の身分証明書が必要です。	工事区分	☐ ADSL 7M直前まで ☐ IDF 荷札まで ☐ MDF 荷札まで ☐ MDF ジャンパまで		
設置先電話番号	0 8 6 6 — 4 8 — ※タイプ2ご希望で設置先電話番号が不明な場合は、次のように記入してください。(市外局番) — 市内局番 — 1 0 0 0				
設置先住所	☐ 申込者住所と同じ ☐ その他 ▼以下に記入してください。 〒 — (建物種別 ☐ アパート ☐ マンション ☐ ビル ☐ 一般住宅 ☐ その他)				
フリガナ			NTT 回線名義人住所	☐ 申込者と同じ ☐ 設置先と同じ ☐ その他 ▼以下に記入してください。 〒 —	
NTT 回線名義人氏名			現在の ADSL サービス	☐ 利用していない ☐ 利用中(解約申請済) → 解約(撤去)日：20 年 月 日	
現在の回線種別	☐ アナログ ☐ INS ネット64 ☐ INS ネット64ライト		アナログ回線への切替申請について 申請日 20 年 月 日 NTT 支店名 NTT 担当者名		

*1 お申込み時点でアナログ回線への切替申請をお申し出いただいと、ご提供が遅れる場合があります。

*2 お申込み時点で ADSL 設備の撤去手続きが完了していないと、ご提供が遅れる場合があります。

モデムレンタル	☐ レンタルする ☐ 自分で用意する (推奨モデム：NTT ADSL モデム-MS5)
出張設定サービス	☐ TikiTikiへ出張設定業者手配を依頼する ☐ TikiTikiへ出張設定業者手配を依頼しない

希望メールID▼ 半角英数小文字で4文字以上12文字以内									
フリガナ									
第1希望									
フリガナ									
第2希望									

■希望メールIDについて

- ・メールIDは、メールアドレスの@より左側の文字列です。
- ・先頭は必ずアルファベットを指定してください。
- ・使用可能文字
アルファベット小文字(a~z)、数字(1234567890)
記号(- ハイフン、_ アンダーバー)

コード	T	K	3	3	0	3	4	8
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

